

## ○帯広市建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行規則

平成8年3月13日規則第11号

改正 平成12年12月13日規則第74号

平成15年4月1日規則第25号

平成17年3月30日規則第28号

平成17年3月30日規則第30号

平成20年3月31日規則第13号

平成28年3月9日規則第4号

令和3年3月29日規則第14号

(趣旨)

**第1条** この規則は、帯広市建築物における駐車施設の附置等に関する条例（平成8年条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(駐車施設の附置義務がない建築物)

**第2条** 条例第4条ただし書に規定する市長が特に駐車施設を附置する必要がないと認める建築物は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する児童福祉施設とする。

(駐車施設の構造及び設備の基準)

**第3条** 条例第8条第1項に規定する自動車を安全に駐車させ、及び出入りさせることができるものとは、当該駐車施設が自動車を円滑かつ安全に走行させることができる構造のものとする。ただし、当該駐車施設の自動車の駐車の用に供する部分の面積が500平方メートル以上であるものにあつては、次に掲げる基準を満たすものでなければならない。

(1) 車路の有効幅員は、5.5メートル以上（一方通行の場合にあつては、3.5メートル以上）であること。ただし、有効な車路の幅員が確保できないときであっても、警報装置等を設置し、自動車が支障なく出入りできるものであると市長が認めた場合はこの限りでない。

(2) 自動車の出口付近の構造は、当該出口に面する道路の交通に支障を及ぼすおそれがなく、当該道路を通行する者の存在を容易に確認できるものであること。

(3) 建築物である駐車施設にあつては、駐車場法施行令（昭和32年政令第340号。以下「令」という。）第12条及び第13条に規定する基準を満たすものであること。

(特殊の装置)

**第4条** 条例第8条第3項に規定する特殊の装置を用いる駐車施設で、自動車を安全に駐車させ、及び出入りさせることができるものであると市長が認めるものは、当該特殊の装置について令第15条の規定により国土交通大臣が認めたものをいう。

(届出)

**第5条** 条例第9条の規定による届出をしようとする者は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認申請又は同法第18条第2項の規定による通知をしようとする日の14日前までに駐車施設装置（変更）届出書（様式第1号）に、別表に掲げる図面を添えて市長に届け出なければならない。

(荷さばき駐車施設を附置する場合の敷地面積等)

**第6条** 条例第5条第1項ただし書に規定する市長が定める面積とは、500平方メートルとする。

2 条例第5条第1項ただし書に規定する市長が認める場合及び条例第8条第4項ただし書に規定する場合の適用を受けようとする者は、前条の届出の際、理由書（様式第2号）を添付しなければならない。

(駐車施設の附置等の特例)

**第7条** 条例第10条第1項に規定する市長がやむを得ないと認める場合とは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 既存建築物の上階若しくは後方に増築する場合又は建築物の用途を変更する場合で、既存建築物の構造上駐車施設の設置が不可能又は極めて困難な場合
- (2) 敷地の間口が狭い、敷地の形状が不整形などの理由により、駐車施設又は駐車施設の出入口を設置することが極めて困難な場合
- (3) 駐車施設又は駐車施設の出入口の設置が他の法令の規定により不可能又は困難な場合
- (4) 駐車施設の前面道路の交通規制（歩行者道路等長期間にわたる通行禁止等）のため自動車の出入りが不可能又は前面道路の交通上駐車施設の出入口を設置することが好ましくない場合
- (5) 条例第4条から第6条までの規定により駐車施設を附置すべき者が、同一敷地とみなし得る位置に駐車施設を設置している場合
- (6) 2以上の建築物において、共同で駐車施設を設置する場合
- (7) その他市長が特に認めた場合

2 条例第10条第2項の規定により駐車施設の附置の特例の承認を受けようとする者は、第5条の届出の際、駐車施設設置（変更）特例承認申請書（様式第3号）に別表に掲げる図面を添えて市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があった場合において、承認又は不承認を決定したときは、当該申請者に駐車施設設置（変更）特例承認（不承認）通知書（様式第4号）により通知する。

(完了届及び完了検査)

**第8条** 第5条の届出を行った者は、当該駐車施設の設置が完了したときは、速やかに、駐

車施設設置完了届出書（様式第5号）により市長に届け出なければならない。

- 2 市長は前項の規定による届出があったときは、速やかに、職員をして当該届出に係る駐車施設が、条例及びこの規則の規定に適合しているかどうかを検査するものとする。
- 3 市長は、前項の検査を行った後、支障がないと認めたときは、当該届出を行った者に対し、検査済証（様式第6号）により通知する。
- 4 前項の通知を受けた者は、当該駐車施設を使用するまでに、当該駐車施設が条例に基づく駐車施設であることを明示した表示板を設置するものとする。

（身分証明書）

**第9条** 条例第13条第2項に規定する証明書は、身分証明書（様式第7号）とする。

（措置命令）

**第10条** 条例第14条の規定による措置命令は、措置命令書（様式第8号）により行うものとする。

（委任）

**第11条** この規則に定めるもののほか、建築物における駐車施設の附置等に関し必要な事項は、市長が定める。

#### 附 則

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成12年12月13日規則第74号）

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成15年4月1日規則第25号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月30日規則第28号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月30日規則第30号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日規則第13号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に残存する用紙は、なお当分の間使用することができる。

附 則（平成28年3月9日規則第4号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月29日規則第14号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

種別	図面の種類	明示すべき事項
駐車施設	付近見取図（縮尺2500分の1以上）	方位、道路、目標となる物件及び位置並びに駐車施設を設けなければならない建築物との距離
	建築物の姿図（縮尺300分の1以上）	正面図、側面図
	配置図（縮尺200分の1以上）	縮尺、方位、位置、規模、駐車施設内外の自動車の車路及び幅員並びに敷地が接する道路の位置及び幅員
	各階平面図（縮尺100分の1以上）	縮尺、方位、間取り及び規模並びに駐車施設内外の自動車の車路及び幅員
	建築物の駐車場断面図（縮尺100分の1以上）	縮尺、車路の部分の高さ、駐車部分の高さ
駐車施設を 附置すべき 建築物	建築物の姿図（縮尺300分の1以上）	正面図、側面図
	配置図（縮尺200分の1以上）	縮尺、方位、敷地の境界線及び敷地内における建築物の位置並びに敷地が接する道路の位置及び幅員
	各階平面図（縮尺100分の1以上）	縮尺、方位、間取り及び各室の用途
備考		
<p>1 建築物又は駐車施設に係る明示すべき事項の全てが建築物又は駐車施設に係る図面のいずれか一方に明示されている場合は、当該図面のみとする。</p> <p>2 条例第8条第3項に規定する特殊の装置を用いる駐車施設の場合は、当該装置の仕様を明示した図面等を併せて添付する。</p>		

様式第1号（第5条関係）

様式第2号（第6条関係）

様式第3号（第7条関係）

様式第4号（第7条関係）

様式第5号（第8条関係）

様式第6号（第8条関係）

様式第7号（第9条関係）

様式第8号（第10条関係）